

福岡県建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する実施要綱

第一章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）に基づき、福岡県知事（以下「知事」という。）が行う法第11条に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定及び法第29条に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 省エネ性能 法第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。
- 二 省エネ基準 法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
- 三 適合性判定 法第11条第1項及び第2項並びに法第12条第2項及び第3項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。
- 四 省エネ計画 法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。
- 五 認定基準 法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
- 六 誘導基準 法第30条第1項第1号から第3号までに規定する基準をいう。
- 七 審査機関 法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関、及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。

第二章 適合性判定

(適合性判定申請)

第3条 法第11条第1項の規定により適合性判定の申請をしようとする者は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号、以下「施行規則」という。）第3条第1項に基づき、申請書の正本及び副本各1通に必要な図書を添えて知事に提出するものとする。

2 法第11条第2項の規定により変更後の省エネ計画について適合性判定の申請をしようとする者は、施行規則第4条第1項に基づき、申請書の正本及び副本各1通に必要な図書を添えて知事に提出するものとする。

3 法第12条第2項の規定により適合性判定の申請をしようとする者は、施行規則第9条第1項に基づき、申請書の正本及び副本各1通に必要な図書を添えて知事に提出するものとする。

る。

- 4 法第12条第3項の規定により変更後の省エネ計画について適合性判定の申請をしようとする者は、施行規則第9条第1項に基づき、申請書の正本及び副本各1通に必要な図書を添えて知事に提出するものとする。
- 5 施行規則第3条第1項の表（い）項に規定する用途別床面積表については、省エネ性能の評価に必要な室毎の床面積、及び第17条に規定する床面積を記載すること。

（軽微な変更）

第4条 施行規則第5条に規定する適合性判定における軽微な変更の範囲は、次の各号に定めるところによる。

- 一 省エネ性能の評価に影響しない記載事項等の変更
 - 二 省エネ性能が向上する変更
 - 三 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更として様式1若しくは2の第一面中の「(4)変更の内容」又は様式3の第一面中の「(4)軽微な変更の内容」に記載された範囲の変更
 - 四 前3号又は省エネ計画の根本的な変更を除き、省エネ性能の再評価によって基準の適合が明らかな変更
- 2 施行規則第13条若しくは第28条、又は都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2の規定に基づき、軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請をしようとする者は、軽微変更該当証明申請書（様式4）の正本1通及び副本1通に、それぞれ施行規則第3条第1項に規定する図書及び当該計画の変更に係る直前の適合性判定に要した書類（変更に係る部分に限る。）を添えて知事に提出するものとする。
 - 3 知事は、前項の申請について、施行規則第13条の規定に基づく申請の時は省エネ基準に、施行規則第28条の規定に基づく申請の時は誘導基準に、又は都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定に基づく申請の時は都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項第1号から第3号までに規定する基準にそれぞれ適合する場合は、軽微変更該当証明書（様式5）により申請者に通知するものとする。
 - 4 知事は、第2項の申請内容が前項の基準に適合しない場合は、該当しない旨の通知書（様式6）により申請者に通知するものとする。

（工事監理報告）

第5条 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項各号の規定ごとに適合性判定の評価項目が異なるため、工事監理者は評価項目に応じた工事監理が行われたことが確認できる報告書を、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第1項又は第18条第20項の規定

による完了検査の際に提出するものとする。

- 2 前条の軽微な変更を行った場合は、上記に加え、様式1から3までのいずれかに必要な事項を記入して提出するものとする。

第三章 認定

(認定申請)

第6条 法第29条第1項（法第29条第3項の規定による他の建築物の記載がある場合、及び法第31条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定により認定の申請をしようとする者は、施行規則第20条第1項（法第31条第1項の規定による場合は施行規則第26条）に基づき、申請書の正本及び副本各1通に必要な図書を添えて知事に提出するものとする。

- 2 法第30条第2項の規定による申出（法第31条第2項の規定により準用する場合を含む。）をしようとする者は、前項に定める申請書及び図書のほか、建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書の正本1通及び副本1通を併せて知事に提出するものとする。

- 3 施行規則第3条第1項の表（い）項及び施行規則第20条第1項の表（い）項に規定する用途別床面積表については、省エネ性能の評価に必要な室毎の床面積、及び第17条に規定する計算対象の除外となる床面積を記載すること。

(審査機関の技術的審査)

第7条 法第29条第1項（法第29条第3項の規定による他の建築物の記載がある場合、及び法第31条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定により認定の申請をしようとする者は、当該申請を行う前に、建築物エネルギー消費性能向上計画が、誘導基準に適合していることについて、審査機関による技術的審査を受けることができる。

- 2 申請者は、前項の技術的審査を受けた場合、審査機関が発行する誘導基準に適合していることを証する書類（以下「適合証」という。）の写しを申請書に添付することができる。

- 3 前項に定める適合証は、次の各号に掲げる審査内容に応じ、それぞれ当該各号に掲げる機関が発行したものであること。

- 一 非住宅建築物、又は複合建築物における非住宅部分の技術的審査 登録建築物エネルギー消費性能判定機関
- 二 住宅のみの用途に供する建築物、又は複合建築物における住宅部分の技術的審査 登録住宅性能評価機関

- 4 第2項の規定により添付する適合証は、当該申請に係る誘導基準の全てについて、適合していることを証したものでなければならない。

(認定申請に必要な図書)

第8条 施行規則第20条第1項の他所管行政庁が必要と認める図書は別表「認定申請に必要な図書」(ア)欄の区分に応じ、それぞれ同表(イ)欄に定めるものとする。

(認定申請の取下げ)

第9条 法第29条第1項(法第29条第3項の規定による他の建築物の記載がある場合、及び法第31条第2項の規定により準用する場合を含む。)の規定による認定の申請を取り下げようとする者は、認定申請取下届(様式7)の正本1通及び副本1通を知事に提出するものとする。

2 前項の場合において、認定申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

(認定を受けた建築物の建築等の取りやめ)

第10条 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめようとする者は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書(様式8)の正本1通及び副本1通に、認定通知書及び認定申請書の副本並びにその添付書類を添えて知事に提出するものとする。

(認定しない旨の通知)

第11条 知事は、法第29条第1項(法第29条第3項の規定による他の建築物の記載がある場合、及び法第31条第2項の規定により準用する場合を含む。)の規定による認定の申請内容が、当該申請に係る誘導基準に適合しない場合は、認定しない旨の通知書(様式9)により申請者に通知するものとする。

(認定審査の委託)

第12条 知事は、法第29条第1項(法第29条第3項の規定による他の建築物の記載がある場合、及び法第31条第2項の規定により準用する場合を含む。)の規定による認定の申請があった場合は、第7条第1項の規定により技術的審査を受けた場合を除き、認定に係る審査の一部を、審査機関に委託することができる。

(知事以外の者の指示による認定申請書等の補正)

第13条 前条の規定により、知事が審査を委託した場合において、当該委託をした後に、申請書又はその添付図書に関して補正を要する事項が明らかとなった場合は、知事は当該事項の補正を、委託を受けた者の指示により行わせることができる。

(認定を受けた建築物の状況報告)

第14条 認定建築主(法第31条に規定)は、申請に係る建築物の建築の工事を完了した

ときは、原則として認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（様式10-1）に建築士による工事監理報告書等の必要図書を添えて、これによりがたい場合は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（様式10-2）に建築工事の施工者による建築物の建築工事を完了した旨の報告書（様式10-3）等の必要書類を添えて、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って工事が行われた旨を知事に報告しなければならない。

2 法第32条により知事から報告を求められた認定建築主は、認定建築物状況報告書（様式11）を提出しなければならない。

（改善命令）

第15条 法第33条の改善命令は、知事が必要と認めるときに、改善に関する命令書（様式12）により行うこととする。

（認定の取消し）

第16条 法第34条の規定による認定の取消しは、知事が必要と認めるときに、認定取消通知書（様式13）により行うこととする。

第四章 雑則

（手数料における床面積算定）

第17条 福岡県建築都市関係手数料条例（平成12年福岡県条例第39号）第2条別表の第7項金額欄第3号における床面積の算定について、次の一号から四号まで及び八号に該当する部分、第80の3項、第80の4項又は第83項における床面積の算定について、次の一号から七号までに該当する部分、第81項、第82項又は第84項における床面積の算定について、次の一号から三号までに該当する部分は除外する。

- 一 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号）別表第2の工場等の倉庫並びに屋外駐車場又は駐輪場の室用途として計算を行った非住宅部分
- 二 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項別表第2の室用途の区分に類似の室用途が存在しない非住宅部分
- 三 基準省令第4条第3項2号を採用する場合の住宅の共用部分
- 四 一戸建ての住宅で評価を行わない部分
- 五 法第11条第1項又は第12条第2項の規定により適合性判定の申請を行う建築物で、法第30条第1項の認定を受けた他の建築物
- 六 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級4以上及び一次エネルギー消費量等級4以

上に適合している場合に限る。)又はその写しの提出があった住宅部分

七 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第7条に規定する長期優良住宅建築等計画の認定通知書(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)若しくは品確法第6条の2第3項に規定する長期使用構造等である旨の確認書又はその写しの提出があった住宅部分

八 施行規則第2条第1項第2号又は第3号の規定に該当する建築行為において適合性判定を省略する場合において、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号)第6条第7項に規定する検査報告書(日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4以上及び一次エネルギー消費量等級4以上に適合している場合に限る。)又はその写しの提出があった住宅部分

(国土交通大臣が定める簡易な計算法)

第18条 福岡県建築都市関係手数料条例第2条別表第80の3項又は第81項における「国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたとき」とは、計算過程において、次の各号の計算法のみを使用した場合とする。ただし、同表第80の3項又は第81項における「仕様・計算併用法」とは、住宅部分の計算過程において、二号イまたは口のいずれかの計算法を使用した場合とする。

- 一 非住宅部分の評価において、基準省令第1条第1項第1号口、又は第10条第1項第1号イ(2)及び口(2)に基づく計算法を使用したとき
- 二 住宅部分の評価において、次のイ及び口に規定する計算法を使用したとき
 - イ 基準省令第1条第1項第2号イ(2)又は基準省令第10条第1項第2号イ(2)に基づく計算法
 - 口 基準省令第1条第1項第2号口(2)又は基準省令第10条第1項第2号口(2)に基づく計算法

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第19条 次の各号に規定する手続については、福岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年3月29日福岡県条例第12号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織(以下「電子情報処理組織」という。)を使用する方法により行うことができる。

- 一 第3条第1項から第4項に規定に基づく提出
 - 二 第6条第1項及び第2項に規定に基づく提出
- 2 次の各号に規定する手続については、様式によらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。
- 一 第4条第2項に基づく提出
 - 二 第5条第1項及び第2項の規定に基づく提出

- 三 第7条第2項の規定に基づく添付
 - 四 第9条第1項の規定に基づく取下げ
 - 五 第10条の規定に基づく申出
 - 六 第14条第1項の規定に基づく報告及び同条第2項の規定に基づく提出
- 3 次の各号に規定する手続は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。
- 一 第4条第3項及び第4項の規定に基づく通知
 - 二 第11条の規定に基づく通知
 - 三 第15条の規定に基づく命令
 - 四 第16条の規定に基づく通知

(その他)

第20条 前条までの規定により難しい場合は、別途知事が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 福岡県建築物エネルギー消費性能認定等に関する実施要綱は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年6月16日から施行する。

別表（認定申請に必要な図書：第8条関係）

	(ア)	(イ)
(1)	第7条第1項の規定により審査機関の審査を受けた場合	第7条第2項に定める適合証の写し等 (注1)
(2)	法第30条第3項の通知（法第31条第2項の規定により準用する場合を含む。）があった場合において、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定の対象となる建築物に係る計画である場合	・ 指定構造計算適合性判定機関が発行する適合判定通知書の写し ・ 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第3条の7第1項第1号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類 (注2)
(3)	その他	認定の審査において必要と認める書類

(注1) 以下のいずれかの書類とする。

- ・ 審査機関が発行する誘導基準に適合していることを証する技術的審査適合証の写し
- ・ 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6に適合している場合に限る。）の写し（なお、令和4年9月30日以前に存在する建築物の住宅部分について

は、日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級5以上の性能に適合していることとする。）

(注2) 知事が法第29条（法第31条第2項により準用する場合を含む。）の規定による認定をするまでの間に提出。